

真理合意説をめぐって

— パースとハバーマスの場合 —

渡 辺 啓 真

真理の定義あるいは基準をめぐっては、これまで哲学史上じつに様々な説が主張されてきた。われわれはそれら諸説の優劣を論じる前に、まずそれらの共通の出発点である「真理とは何か」という問いが、いかなる問いであり、それが切実に問われるのはどのような状況においてであるか、ということに目を向けるべきであろう。われわれが自らの経験や主張について「真」という述語をことさらに付与することを迫られる場合、そこには「真実に出会った」という確信とともに、その内容をだれしもが承認するであろうという期待と、それが正しく他者に伝わるであろうかという不安とが伴っているであろう。「真である」と主張しつつ、それが何を意味しており、その基準は何なのかということが明らかでない、という危うさにおいてこそ「真理とは何か」という問いは成立している。

「真理とは合意である」という主張は、この問いに対して転倒した答えしか与えていないかに思われる。真理であるからこそわれわれは同意するのではないのか。われわれが暗黙のうちに与えている同意、承認とは、真理の基準であるところかその保証でさえないからこそ、「真理とは何か」が問題となるのではないのか。そこであくまで既成の合意にしがみつこうとすれば、パースの言う「固執の方法」あるいは「権威の方法」によって意見の対立を

決着させることになる。デカルトは伝統の権威から自由になるために、「方法的懷疑」を敢行し、「明晰・判明」という基準を立てる。しかしその明証性の基準も、いかなる原理を絶対的確定性を持つ前提とするかに関して齟齬が生じうる。それ対してパースは、観念の意味を明晰にする方法として、周知の「プラグマティズムの格率」を提示し、それを「真理」概念に適用して次のように言う。「探求を行う人々全員によって究極的に同意されることとなる見解 (opinion) こそ、われわれが真理という言葉で意味しているものであり、その見解のうちに表現される対象こそ実在的なものなのである。」しかしここで言われているのは、真理の基準でもなければその意味論的定義であるということもできない。探求は、われわれの生活世界における危機 (疑念) から発し、信念の確定へと向かう活動であり、プラグマティックな真理概念は、その確定のための科学的探求活動の方法規範であって、個々の信念の真偽を判定する基準とは言えない。しかしこの真理概念は、真理への問いが、われわれの常識的信念の動揺や意見の対立において生じることに焦点をあてている点で、たんに事実に関する経験命題へと切り詰められた真理概念を、具体的な生活実践の場面に引き戻してとらえる手がかりを与えている。

ハバーマスは、パースの言う「科学の方法」には科学の真理探求活動を一義的に規定する外的実在という素朴実在論的な要素が含まれているとし、真理対応説を導くこの側面を切り捨て、合意説の側面を展開させることで包括的な真理論を提示しようとする。ハバーマスは、真理とは、われわれが言明を主張することによって言明と結びつける妥当性要求であるとする。すなわち、われわれのコミュニケーション行為の連関において素朴に前提されてい

る妥当性要求の正当化が公然と表明される場面においてこそ、真理が問題となるのである。ここでは、言明の真理を、現実との即応ないし実在の再現・模写として規定する真理対応説がしりぞけられる。言明をそれと独立な現実と突き合わせる手段をわれわれは持たないからであり、言明と現実との対応は再び言明のうちにおいて明示されなければならないからである。このことはまた、経験の客観性、確実性を真理概念から切り離すことを意味する。可能的経験の対象構成の問題と妥当性の問題とは別々の問いなのである。したがって、妥当性要求が主題化され、言明の真偽が問題となるとき、われわれは討議においてそれを決着させねばならない。妥当性要求としてハバーマスは、「了解可能性」、事実確認的言語行為とともになされる狭義の理論的「真理性」、規範的統制的言語行為ともになされる「正当性」、主体の自己表出的言語行為に関わる「誠実性」の四つをあげる。そして、討議において定着されるべき妥当性要求は、真理性と正当性であるとする。

この点、理論的・経験的命題と実践的・規範的命題をとともに合意としての真理という観点から統一的に捉えようとするハバーマスの意図が示されていると言えよう。

では、理論的ないし実践的討議の定着とはどのように行われるのか。ハバーマスは討議のモデルとして、トルクミンの議論図式によりながら、理論的討議においては仮説演繹法的な推論形式を、実践的討議においては規則功利主義的な論証形式を用いて説明している。しかしこの議論図式の前提である仮説や規範の普遍化可能性が承認されているのであれば、ことさらに合意ということをし

強調しなくとも、言明を論証の形式的整合性に照らして吟味すればことたりである。むしろ前提となる原理の普遍性が疑わしくなる場合にこそ合意としての真理が課題となる。ここではハバーマスの言う言語批判、自己反省という契機が討議のうちに入っただけでなければならないが、さらに、そこでは理想的発話状況の反事実的先取りという条件が想定される。討議による合意が妥当性要求の定着のための十分な基準であるためには、事実的な合意の達成ということが究極目標となるのではなく、真の合意と偽の合意を区別する基準をわれわれが手にしていなければならない。すべての可能的な討議参加者の間に発話行為を選択し行使するチャンスが対称的に配分されているような理想的発話状況において生み出される合意こそがその基準と考えられるのである。

確かに、この基準は個々の討議を事実的に決着させる基準と考えることはできないし、「真なる合意」という表現を用いる点において、真理合意説の基礎付けの試みは循環した議論になっていると言わざるをえないであろう。また、了解可能性の危機といった状況が討議のモデルによって扱えるのかという問題も残る。しかし、真理合意説を、定義や基準を与えるものとしてでなく、真理という問題次元の間主観的な性格と、真理探求におけるわれわれの方法意識との明示化として捉えるならば、対立する意見を安易に和合へともたらずではなく、むしろその対立点を鮮明にする過程において見いだされる共通の課題へと視点を向けることが、真理を問うことの具体的な姿として浮かび上がってくるであろう。